

セーフティネット申請（4号-1、5号-イ-4.5.6）における比較可否の例

売上高等の比較は、災害・事象等が発生した直前同期の売上高等と比較することとしており、原則として新型コロナウイルス感染症の影響が発生し始めた令和2年2月以後の月の売上高等は比較対象に入らず、同感染症の影響を受ける直前同期と比較することとなる。

しかしながら、同感染症の影響が長期化しており、同感染症の影響を受けた時期は事業者によって異なることから、令和2年2月よりも後に同感染症の影響を受けた場合は、その前年同期と比較することとする。

※原則・例1・例2のいずれも、申請日は令和4年5月・直近の売上は4月として例示。
 ※5号-イ-6の場合は、(C)を(D)と(H)、(D)を(E)と(F)と読み替えること。

■原則

売上高比較表の (A) は令和4年4月の売上 (B) は平成31年4月の売上
 (C) は令和4年5月と6月の売上見込 (D) は平成31年5月と6月の売上

→令和3年4月及び令和2年4月は、コロナの影響の発生後のため、(B) とすることはできない。
 コロナの影響の発生前の直近年である平成31年4月を (B) として比較する。

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
令和4年				直近売上 (A)	申請日 (C)	(C)						
令和3年				比較×	比較×	比較×						
令和2年		コロナ影 響の発生		比較×	比較×	比較×						
令和元年 (平成31年)				比較○ (B)	(D)	(D)						

■例1 コロナの影響を受けた月が令和2年8月の場合

売上高比較表の (A) は令和4年4月の売上 (B) は令和2年4月の売上
 (C) は令和4年5月と6月の売上見込 (D) は令和2年5月と6月の売上

→令和3年4月は、コロナの影響の発生後のため、(B) とすることはできない。
 コロナの影響の発生前の直近年である令和2年4月を (B) として比較する。
 コロナの影響の発生前の直近年よりさらに前年である平成31年4月は比較対象外。

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
令和4年				直近売上 (A)	申請日 (C)	(C)						
令和3年				比較×	比較×	比較×						
令和2年				比較○ (B)	(D)	(D)		コロナ影 響の発生				
令和元年 (平成31年)				比較×								

(次頁に続く)

セーフティネット申請（4号-1、5号-イ-4.5.6）における比較可否の例

■例2 コロナの影響を受けた月が令和3年5月の場合

売上高比較表の (A) は令和4年4月の売上 (B) は令和3年4月の売上
 (C) は令和4年5月と6月の売上見込 (D) は令和2年5月と6月の売上

→令和3年4月は、コロナの影響の発生前のため、(B) となる。

ただし、(D) は、コロナの影響の発生前の直近年である令和2年5月と6月となる。

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
令和4年				直近売上 (A)	申請日 (C)	(C)						
令和3年				比較○ (B)	コロナ影 響の発生	比較×						
令和2年				比較×	比較○ (D)	比較○ (D)						
令和元年 (平成31年)				比較×	比較×	比較×						